

令和 6
(2024) 年
4 月より

医療機関等の管理者のみなさま
災害支援ナースを目指すみなさま

災害支援ナースの 仕組みが 変わります

これまでの災害支援ナースの
活動実績が評価されました！



➤ 災害時の応援派遣に加え、新興感染症発生時の
応援派遣にも対応

- 新しい災害支援ナース養成研修*¹ を修了した
者を災害支援ナースとして応援派遣

➤ 法令等に基づく国の仕組み（国による養成・
登録、広域人材派遣）に位置づけ予定

- 災害支援ナース養成研修を修了した災害支援
ナースを「災害・感染症医療業務従事者*²」
に位置づけ（改正医療法）
- 都道府県・医療機関の協定（改正医療法・
改正感染症法）に基づく業務と位置づけ
- 応援派遣に係る費用を公的に負担（協定に
基づく派遣に要する費用は都道府県が支弁）

* 1：厚生労働省「新型コロナなど新興感染症等に係る看護
職員等確保事業」により実施

* 2：医療機関に勤務する災害支援ナース

災害支援ナース 養成研修が 新しくなります!!

日本看護協会は、
令和 6（2024）年 4 月までに新たな
災害支援ナースの仕組みへの移行完了
を目指しています。今年度中に可能な
限り多くの看護職に災害支援ナース養
成研修を受講いただけるよう、ご理解
とご協力をお願い致します。

詳細は
公益社団法人 日本看護協会のホームページ
研修ポータルサイト HOME > 国の動向や政策
に関連した継続教育に関する最新情報

「災害支援ナースに関する情報」
をご覧ください。

[https://www.nurse.or.jp/nursing/
training/info.html](https://www.nurse.or.jp/nursing/training/info.html)



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

<https://www.nurse.or.jp/>

自然災害、感染症支援に係る看護職の応援 派遣体制の概要

新しい

災害支援ナース養成研修

総論（講義）



災害各論（講義）

感染症各論（講義）



講 義
+災害（演習）
+感染症（演習）

一部受講免除あり

全てのプログラムを受講

養成研修修了（修了者リスト化）

都道府県が
地域の実情に応じて体制を構築

災害支援ナース

病院又は診療所に
勤務する看護職

災害・感染症
医療業務従事者

病院又は診療所以外に
勤務する看護職

潜在看護職

*3

都道府県が登録や応援派遣に関する実務を
都道府県看護協会に委託可能

発災

感染症
発生・まん延

応援派遣

*3：病院又は診療所以外に勤務する看護職
や潜在看護職も都道府県の調整により
応援派遣することが可能

災害支援 ナースの仕組みの主な変更点

（令和5年6月時点）

	現 行	新
法令等の根拠	—	改正医療法・改正感染症法（令和6年4月施行予定）
派遣の対象	自然災害	自然災害・新興感染症
養成・登録	養成：都道府県看護協会・日本看護協会 登録：都道府県看護協会	国
派遣形態	個人により異なる ・休暇を取得 ・業務（出張）扱い 等	原則として派遣元の医療機関の職員 ^{*3} として看護業務に従事する（業務扱い）
派遣要請	各県共通の派遣要請ルートはなし	都道府県の派遣要請に基づく （県内調整で対応できない場合は国が全国応援派遣調整を実施）
経 費	近隣支援・広域支援の場合は、交通費・宿泊費の実費及び日当を日本看護協会が負担（それ以外は都道府県看護協会の負担）	公的に負担 （協定に基づく災害・感染症医療業務従事者又は医療隊の派遣に要する費用は、都道府県が支弁する）